

平成20年度第3回新宿区外部評価委員会会議要旨

<出席者>

外部評価委員（14名）

卯月会長、名和田副会長（第3部会長）、岡本委員（第2部会長）、入江委員、大塚委員、川俣委員、須貝委員、富井委員、中原委員、鍋島委員、芳賀委員、山下委員、山村委員、渡辺委員

事務局（4名）

猿橋総合政策部長、木内行政管理課長、関原行政管理主査、担当1名

<場所>

区役所本庁舎6階第4委員会室

<開会>

1 外部評価結果の取りまとめ

【会長】

それでは、定刻になりましたので、第3回の新宿区外部評価委員会の審議に入りたいと思います。

全体でお会いするのは久しぶりという感じがしますが、これまで部会でヒアリングあるいは現場視察等をしていただきまして、案の案というようなものがまとまりました。

本日とそれからもう1回、この2回で今年度の取りまとめをするという予定になっておりますので、本日はこの取りまとめ案について各部会から若干の報告をいただき、それぞれのご意見をお伺いしたいと思います。もちろん、ほかの部会に関してご質問をいただいても結構です。

各部会共通ですけれども、この評価の取りまとめというのは、これまでの議論を踏まえて事務局のほうでまとめてくださったものですので、必ずしも表現とかあるいは表字句等については少しずつご発言の内容と違っている可能性もありますが、これは事務局がまとめたものですので、きちんと評価したうえで今日のご意見をいただければと思います。

それでは、各部会の今までの経過及び案について部会長から10分程度報告をするということとをまず初めにして、それで個々の事案に移りたいと思いますけれども、そのような進行でよろしいでしょうか。

ということは、私から第1部会ということで始めたいと思います。

皆さんのところに資料が配られていると思います。一番上に第1部会、施策の2.2「防災都市づくり」と書いてございます。

これはまずどの部会にも共通いたしますが、どの施策に対して評価をしているかということで、このタイトルと目的、内部評価の結果等々を載せています。これは内部評価をそのまま引用しているわけです。

それで、その次に、 、 、 、これは昨年と同様に基本的な考え方なのか、手段・方策に関する事なのか、評価結果及び評価手法に対する評価なのかという分類をそれ以降の外部評価について付けています。

昨年の印象だと、少し共通するようなこともあるので、結構難しかったですよね。

それで、この外部評価結果は大きく4つの視点というのがありまして、その4つの視点に沿って書いてあるということで、すべての事例について4つあるわけではありませんが、一応それに倣って書いてあるということですので、よろしくお願いいたします。

さて、順に申し上げますと、まず「防災都市づくり」外部評価結果ということで、適切な目標設定ということですが、建物の中間検査・完了検査、それからその後の定期報告というものに関して、建築基準法で義務づけられているわけですが、目標水準が100%にはなっていない。中間検査が90%、完了検査が70%、定期報告が60%というようなデータになっているという。現実、ヒアリングをした結果、やはりマンパワーの問題もかなり大きい。それから、当然中間検査をしたものがいつ完了し、いつ報告するということがわかるので、もっと目標水準を高めて実施すべきではないかということがここに書かれております。

これまでの中間・完了検査の規模別、用途別、検査率のデータをいただいたところ、比較的小規模なものが検査率が低かったと思います。これはなぜ防災のところでこういうことを申し上げるかということ、やはり既存の建物についての防災性能を高めるとのこと、新しく建てた建物が必ずしも建築基準法どおり建っていないということが違法建築をどんどん増やしているということにもなりかねないので、新しい建築についてもきちんと目標設定を高くして100%にしてやるべきではないか、そういう意見です。

それから次は、「建築物等耐震化支援事業」です。

予備診断というのは、無料で希望する方を対象にしているわけですが、この率はかなり高かったわけです。しかし、予備診断をした後、実際の耐震補強工事を進めている方が極めて少ない。これもアンケート調査をしたということでそのデータをいただいたところ、9割の方がやっていない。要は予備診断をやっても1割しか実際の補強工事に至っていないというようなことは、やはり何らかの支援の体制、仕組みが整っていないのではないかとということで、水準設定もそうですが、事業手法について問題があるのではないかとということです。他区では建物全部を補強するのではなく1室だけ補強するとか、あるいは部分的に何か耐震ベッドというんですか、寝ているところだけ安全にしようという工事をするとかがあります。もちろん接道していないような不法建築に助成金を出していいのかというような大きな問題も一方ではあるんですが、ただ、「防災都市づくり」の安全・安心ということから考えると、もっともっと工夫が必要であろうということがここに書かれています。

その議論の中で出てきましたのは、今の接道の義務とも関係があるんですが、見学にも行ったところ、行きどまり道路みたいなどころがある。そうすると、手前のほうで耐震補強していないのに奥だけ仮にしたとか、そういう状況があると、手前が崩れると、奥にいた人が出てくることができない、避難できないというようなこともあります。1軒だけの建物の耐震補強で

はなく、もう少しブロックというんですか街区というか、ここには複数の住宅というふうに書いてございますけれども、より地域に即した形での耐震化、防災建築づくり、防災建物づくりではなく防災都市づくりですから、まさに都市の発想でまとまった形で、仮にちょっと接道のことによって問題があったとしても、もうちょっと現実的にやるべきではないかという指摘がありました。

それから、次のページは、これも先ほどの中間検査・完了検査のことですが、より積極的に現場へ出ていくべきではないか。これは、当然マンパワーの問題があるわけですが、耐震補強の工事についても地元の建築士の方々に委託をお願いしているわけですので、一種のパトロールだと思いますが、そういったことも地元の建築士の方をお願いするというのもあるのではないかというアイデアも含めての評価です。

目的の達成度。こういう議論の結果、木造住宅が密集しているところでは、一軒一軒の建物と同時に都市全体の安全・安心の水準を高めるということに関して、もっともっと手厚くやってほしいという期待があるということヒアリングで理解しました。しかしながら、これもやはりマンパワーの問題で、まだそこはできないんだというようなことでございましたので、もう少し積極的にやるべきだろうという評価です。あるいは、公共施設の耐震補強工事がほとんど済んだということでもありますので、そういった予算枠を今申し上げたようなものに少しシフトすることも必要だろうというようなことがございました。

この辺は第3部会のほうとも関連するんで、今詳しく申し上げました。

さて、では施策 25「人にやさしい道路、交通施設の整備」ということでございますが、ここについては、主に道路とか、あるいは歩道環境の快適性の向上というようなことがテーマになっています。例えば外部評価の効率的な視点で言えば、無電柱化という事業が進んでいるんですけれども、言うまでもなく、広幅員の道路のほうが無電柱化が進んでいます。しかし、防災の観点から考えると、むしろ細街路、密集しているところの電柱のほう危険なのではないかということです。整備できる可能な路線と必要な路線という考え方の食い違いが出ているのではないかとということで、難しいことは承知ですが、少しここに書いています。

さらに、これは環境対策、CO₂との関係もあるんですけれども、人にやさしい道路あるいは環境にやさしい道路整備ということで、CO₂抑制のための自動車抑制というのは世界的に大きな課題になっているわけですが、どんな形で進んでいるかということ、ほとんど取り組みがされていないというようなことがヒアリングでわかりましたので、もう少し総合的な取り組みが必要であろうということがありました。

あと、欄外ですけれども、やはりこういった道路整備に当たっては、そこが住宅地なのか業務地なのか商業地なのかによってかなり取り組み方が違うので、そういった考え方も、新しい基本計画のほうでは随分書かれているかと思いますが、まだ 19 年度の評価の中ではあまり触れられていないという、少しこの辺は記述をしたほうがいいということです。

次のページで、施策 26「みどりと水の豊かなまちづくり」です。

学校の芝生化が事業になっています。東京都もすべての学校を芝生化すると言っているよう

ですけれども、なかなか新宿区では進んでおりません。数か所だったですよ。その進まない理由が、芝生をきちっと管理しなきゃいけない。それは学校ではできないので、合意形成を得た上ですが、地域の協力ができる場所に限って芝生化する。部会の中の印象では、地域がだめと言ったからやめましたというような、素直と言えば素直なんですけど、もう一步踏み込んだ形できちっとやるのが子ども関係あるいはCO₂の対策に必要なだという強い働きかけがない。あるいは、地域といっても一様ではないわけで、場所によってはそういったことを推進するNPOもあるのではないかと、もうちょっと積極的にやるべきだろうということでした。

それから、保護樹木あるいはその他みどりの、緑化、保全全般に関してです。特にこれは私の印象で言えば、世界の傾向というのか、やらなきゃいけないことはあるんですけども、行政だけでできることというのは本当に限られています。ただ、やはり地元の方の関心が高いところというのはそれなりに進んでいるわけですし、もうちょっと地域の関心を高めたり、芝生のほうもNPOとの連携、連携だけじゃなくてNPOを育成したり、市民活動じゃなくてNPO化するとか、今あるNPOの連携といったら非常に限られてしまうので、そういう育成も含めてそういったことをやるべきだと思います。これは実は共通事項でありまして、みどりだけじゃないどこかに書かなきゃいけないなと思っています。

保護樹木も少しずつ減っている件数と増えている件数をプラス・マイナスするとちょっと増えたということで、これが必ずしもいいわけではないので、もっと高く掲げるべきだろう。あるいは、これまでの話と共通していますが、区民の方にそういうことに関心を持ってもらわなければいけないということなので、マップだとか、歩くイベントとか入ってきていますが、もっと誘導することになるだろうということです。

さらに、景観重要樹木というものが今後景観計画の中で指定することができるので、そういった景観計画策定の中で本当に重要な樹木については法的な担保をとるということも考えるべきだということがあります。

さて、施策 35「環境への負荷の低減」ですが、CO₂削減の大きな目標があるわけですが、具体的なCO₂の削減目標というのが立てられていない。その後、いろいろな世界の状況の中でできていることは事実ですけども、きちとしたCO₂削減の目標値を設定すべきだということが一つと、ここに書いていないかもしれないけれども、もうちょっと自然エネルギーを、これは国を挙げていろいろ言われているわけですので、自然エネルギーへの転換をどう考えるのか、太陽熱を含めてですけども、そういったことも議論をいたしました。

施策 36「資源循環型社会の形成」では、集団回収というのはとても重要であろうと。しかし、町会・自治会では担い手が減ってきているということで、もう少しこの集団回収というものをきちっと実態把握したうえで、より強化すべきではないかということがあります。新宿区の特徴である集合住宅ということを含めても実態を把握したうえで強化しよう、システムを充実するべきだということです。

それから、新宿区は 10 年間でごみ量半減、資源化率倍増という大きな目標を立てている。これは評価するわけですが、これをどのように効果的に進めていくかという具体策になると少

しまだまだの部分があるのではないかということです。中小の事業者に対する働きかけをする
とともに、議論があるんでしょうけれども家庭ごみの有料化を検討するなど、もう少し具体的
なものが欲しいということです。

新宿区は当然全国に発信できる自治体であるので、ごみの一番問題の発生抑制に対しても相
当の決意を持って取り組むべきであろうというようなことを書いています。

あと、「全体として」これはどのように記述しようかということでもちょっと保留になったよ
うなものもあるんですけども、この中の(1)というところが第1部会からの提案ですので、
補足いたします。

学校、公園というのが当然自治体レベルの重要な公共施設で均等に配置されているので、い
ろいろな意味で環境対策とか防災対策とか水準を高める重要なものになります。また、学校、
公園は子どもが使う施設であり、次世代を育成するということを考えると環境教育の学習とい
う側面もあるので、学校、公園に対する防災対策を強化すべきではないのか。

あと、推進員とか サポーター、これ、いろいろなものがあることがわかりました。
ところが、区の事業ごとにみんな縦割りでこういう方をお願いしているわけですが、同じ方
あたりするわけです。活動する側あるいは区民の側の立場に立つと、そういったまちづくり
の個別の事業ではなく総合的に、福祉なんかも含めていいのではないかと思いますけれど、
地元の中でいろいろやったださる方を包括的に取り組めるような仕組みが必要ではないか。
その2つ目ですが、区の言われたことをやるというレベルを超えて、みずからが地域の課題を
発掘して提案し実践するという、地区協議会というのはまさにそういうことを目指しているん
だろうと思うんですけども、まだまだことに至っていないので、こういったことをもっとき
ちとすべきではないかと。

さらに、さっきのことを繰り返しますが、CO₂削減ということも非常に総合的な事業であ
りますので、道路の話も当然ですし、学校も含めてですが、もっとほかの事業と組み合わせ
て実践しないと、目標値というようなことが議論になったので、個別の事業の評価のみならず、
もう少し目指すところというのか、総括的なところでこういった記述をすべきではないかとい
うことを議論いたしました。

では、第2部会、第3部会と順に少しご報告をいただけますか。

【第2部会長】

今、皆さん、「全体として」というのをごらんになっていると思いますので、まずそこから
ご報告させていただきたいと思います。

第2部会では、(2)と書いてあるところなんですけど、いくつかの委託事業というのがござ
いました。それについて、委託元である区の方たちからヒアリングしたという形になるん
ですけども、その方たちが委託先で事業がどう展開しているのかということを十分に把握してい
ない。評価も、やりました、できました、委託しましたという形で、あとはやっているだろ
う的なものが少し目立ちまして、ここにも書かせていただいたんですけども、委託をしたなら
委託したで終わるのではなくて、その委託先でどういう事業が展開されているのか、それが効

果があるのかということまで含めて、区は事業としてきちんと把握する必要があるのではないかとことです。それで、こちらの全体としてということに書かせていただいております。

また、例えば教育の部分と福祉の部分とか、学校開放と例えば学童クラブとか児童館とかという形で、対象が非常に類似している事業があるわけです。しかし、個々の事業が、類似しているとはいえ目的が違う、担当課も違うということで、ばらばらというふうになっているんですけど、外部評価の立場から見ると、もう少し連携がとれていいのではないかと施策が散見されました。そこで、書いてありますとおり、個々の事業をばらばらに見るのではなく施策として全体で評価してはどうか、そういう視点が必要なのではないかとことです。

以上が第2部会の「全体として」のくりになります。

個々については、第2部会というところを見ていただきたいと思います。施策の2「きめこまやかな総合的福祉の推進」というところがございます。どこの事業もほとんどそうなんですけれども、大体B評価が出ております。Bで予定どおり、おおむね計画どおりという形になります。施策6「福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開」ということで、おおむね計画どおりということで、「介護サービス基盤整備の推進」に関しましてはDなんですけれども、あとはBですずっと来ています。

次のページのところで、「ともにつくる福祉の推進」というのもおおむね計画どおりというところでB評価になっているわけです。

ところが、私どもが関心を持って質問させていただきました中で、例えば施策や事業の進め方・手段・方策に関するということで、成年後見センターが1カ所できたということで評価は高かったんですけども、1カ所だけではどうなんだろう。この成年後見センターや地域見守りネットワークではどのような事業の成果が上がっているのか。区は必要があれば受託者に指導する立場にあるということをも十分認識して事業に取り組んでいるかどうか疑問である。これは先ほど全体のところで述べたところでございます。

「区の委託事業と社会福祉協議会の自主事業との連携がどのようになされているかという視点ももって、実績を十分把握したうえで、課題や改革方針などを整理し、内部評価をすべきである」というのは、「委託した事業はなぜ社会福祉協議会に委託したのか」という質問に関しまして、「社会福祉協議会の自主事業との連携が必要だから、それで効果がある」ということなんです。では、「社会福祉協議会の自主事業との連携はどうなっていますか」というと、「それは社会福祉協議会の事業だから」という形の答えになってしまうんですね。

目的として自主事業との連携が必要なんだと言っているんですけども、それがどうもうまく評価されていないのではないかとということで、その辺をもう少し内部評価で見るときではないかとことです。

さらに、「地域見守りネットワークの充実」ですが、協力員が地域ごとに偏在しているんですね。協力員のなり手の多いところと、あまりなり手の少ないところというのがあるわけですし、これは仕方がないと言えば仕方がないんですが、単に増やすというのではなくて、なり手

の少ないところを集中的に増やす努力とか、そういうきめ細かい工夫が必要なのではないかと
いうことが私どもの評価でございました。

成年後見制度ですが、利用が促進されたとか相談件数が増えたということで非常に評価をし
ているんですが、では、「その相談した方が実際に成年後見をつけたのかどうか、何件ぐらい
成年後見をつけて、ある意味で安心して暮らせるようになったのか」ということをお尋ねしま
したところ、制度上そういう把握はできないんだというお答えだったんですね。そうすると、
成年後見制度という非常にこれから重要な制度を充実させているという割には、相談件数の把
握のみで終わっている。確かに、制度上、家裁申し立てどうのこうのと難しいところはあるん
ですが、例えば「成立したらちょっとご連絡ください」というふうにお願ひしてみるとか、何
らかの工夫で何件ぐらいが後見人をつけてこの制度が役に立ったかという形の評価もできるの
ではないか。また、どこから紹介されてこの後見センターに来たのかというようなこともきち
んと把握されていませんでしたので、その辺も把握が必要なのではないかとということござい
ます。

「成年後見センターが、これだけの人数で1カ所では少ないのではないか」というようなこ
とをお話ししましたところ、「都が1カ所でいいと言っている、だから1カ所なんだ」という
答えなんです。でも、人口の少ない地域でも1カ所、新宿区でも1カ所と、これはやはり人口
規模とかいろいろなことを考えてもう少し柔軟に事業をお考えいただきたいと。ちょっときつ
い言葉で言いますと、非常にお答えが紋切り型で、昨年もそうだったんですが、今年も若干こ
この部分に関しましてはちょっと紋切り型だったのかなということです。

サービスの必要量の把握に関しましても、例えば地域見守りネットワークのふれあい訪問対
象者の目標は450人で、ずっと450人なんです。毎年450人。これの根拠というのをきちんと
示したほうがいいだろう。調査をしたんだったら調査の中でひ一人暮らしがこのくらいとか、
老齢夫婦がこのくらいとか、何かこういう根拠を持って目標設定の数値を出すべきであろうと
いうことです。

さらに、成年後見制度に関してはかなりパンフレットをつくったとか、いろいろ言っている
んですが、実は制度自体がとても面倒で、なかなか理解しにくい制度なので、もう少しわかり
やすい言葉で、本当の意味で周知徹底できるような形で広報をしてもらいたいということをご
ちらの要望として出させていただきました。

続きまして、施策5「子育て支援の推進」ということで、この事業はすべてB評価になって
おります。

事業の進め方という形で見ますと、第2部会は榎町の児童センターを見学させていただきま
して、そこで中高生スペースがどのように活用されているかというのを実際に見させていただ
きましたし、委託先の方、また、区の職員の方とも懇談の機会をつくっていただきました。

その結果、これは意外だったんですが、スペースがあるだけの問題ではなくて、スペースが
できることによって地域の方たちが中高生の存在に関心を持つようになったということです。
地域の方たちが、小さいお子さんを連れてきているお母様とか、お迎えに来る小学生のお母様

とかお父様が、そういえば何かよくあそこで見る中学生、高校生の子があんなところにいたけれども、何かあるのかなというようなことの相談を区の職員とか委託をしている児童指導員の方にお話しするんですね。そうすると、それとなく何かあったのという形でその中高生に働きかけていくとか、意外な地域の広がりが出てくるということがわかりました。

そういう意味では、中高生スペースというのは、今後の児童館、子育て支援、子育て支援というのは18歳未満まで含んでおりますので、そのあたりで重要なのではないかということでもございました。

内部評価の手法その他に関しましては、総合相談の充実ということを取り上げて改善の意欲が感じられるわけですし、これはすごくよかった。特に子ども家庭支援センターについてもこれから増やしていくということもありましたので、多分これは今後重要な機能を持つセンターだと思いますので、この件に関しましては非常に評価をさせていただいております。

ただ、ここも同じような形で、難しいんですが、サービスを必要としている方がどのくらいいて、それで実際に相談サービスを受けていたかというようなことの目標設定を何かきちんとしたほうがいいのではないかとことです。

サポートチーム会議を開いていますが、うまくいったケース、つまりうまくサポートチームの中で終結したケースというのがどのくらいあったのかというようなことも内部評価に反映しているのではないかと。相談を受けただけでなく、相談を受けてうまくいきました、解決しました、何を解決とするかはすごく難しいかと思うんですね、でも、そのあたりもきちんと数字的にある程度示していく必要があるのではないかとことです。

また、「育児支援家庭訪問事業」というのがございますけれども、それも区が必要と判断して訪問しているのか、もしくは訪問してほしいという要望があって訪問しているのかというあたりの整理がきちんとついておりませんでした。その辺の整理をきちんとすることが必要なんだろうということです。

先ほども申しましたけれども、似たような事業というのがいくつかございます。

基本的な考え方ということで、「放課後子どもひろば」というのが始まって、小学生の居場所が児童館から「放課後子どもひろば」という学校のほうに移っていく。そういうことを考えると、中高生の居場所づくりというようなものがもう少し児童館の中で考えられてもいいのではないかとことと、「放課後子どもひろば」と学童クラブは全く機能は別なのか。別だとおっしゃるんですね。確かに制度上はそうなんですけれども、もう少し柔軟に考えられないかというようなことで、子どもの居場所づくりということで施設の有効活用ということがあっていいのではないかと思いました。

続きまして、施策8「学習・教育環境の充実」、施策9「開かれた学校づくり」この辺も非常に今の話と類似いたします。

施策8で、内部評価ではAをつけております「特別支援教育の充実」というあたりですね。この辺も本当にAなのというようなことが出ましたので、いろいろお聞きしたわけでございます。つまり、このいろいろな事業は割と新宿区の全校で実施する。で、目標が達成されたとい

うような形になっているんですが、全校で導入して児童・生徒へはどのようなふうないい影響があったのかというものが出てきていないんですね。やりました、配置しました、配置した結果が何なのか。そこまで見なければ実はいけないのではないかとというのが私どもの考えでございます。例えば、確かな学力推進員というのが出てくるんですが、チーム・ティーチングをしたと書いてありますが、一体どこの学年でどういうことをやりましたかということですね。特別支援教育ということも含めてなんですけれども、人が行った、増えただけじゃなくて、増えてどのような効果があった、どんなことをしたということまで見ていただきたいということです。

スクールスタッフ新宿の活用率ということもそうなんですが、先ほど 委員、 何とかと第1部会のほうに出たんですが、第2部会のほうでもたくさんそういうのがあるんですね。それらが一体どう機能しているのかというと、全部役割は違うとおっしゃるんですが、何かもう少し統廃合できそうなイメージを持ちました。

また、そういう方たちは、例えばスクールスタッフ新宿が部活の指導をしているというんですけれども、どのような部活に何回ぐらい出て、学校図書館にも行っているとは、どこでどのぐらい行ってどんなふうなことをして評価があることをしたのかということが、数が増えまして、配置しただけではしょうがないではないかということです。

施策の手段ということでは、「開かれた学校づくり」で、「学校評議員同士が会議をして、横のつながりを持ってもらうようにするなど、評議員の強化が必要ではないか」ということですが、学校評議員の集まる回数が少なかったりとか、その評議員の仕組みそのものもどうなのかと。もっときちんとやるんだとすると、もう少し広げ方、方向性があるのではないかとということでございます。

次に、施策 10「生涯学習、スポーツの条件整備」に関しましては生涯学習指導者・支援者バンク、総合型地域スポーツ・文化クラブというような形で、区民の方たちのさまざまな能力を生かすという形でバンク事業をやっているんですが、このバンク事業が登録を増やすほうに意識が集中しておりまして、その方たちを活用するというほう、もしくはマッチングするというほうにうまく意識がいかないのではないかと思います。

このバンク事業に登録している方が、登録したけれどここ何年もナシのつぶてで、一体要らないのご意見になっていました。それに関して「いや、ご要望がないから」というご回答だったんですが、では要望があるように掘り起こす必要があるのではないかとということです。

それと、「地域スポーツ・文化協議会」は、「スポーツ交流会」、「小学校校庭開放」、「子どもの居場所づくり」のいろいろ成り立ちが3つあったものを1つにしたんだけど、うまくいっていないというんですね。うまくいっていないんですではなくて、何でうまく機能しないのか。うまく機能している地域があるのかということで、つまり原因というものをきちんと探ってうまく機能させるべきです。うまく機能させないのだったら逆に3つ一緒にしたことに問題があるのかもしれない。うまくできませんしただけではなく、きちんとその原因を考えたうえでの内部評価をしていただきたいということでございます。

【会長】

詳しくやったほうがいいような。何か共通項が随分あるように聞いていて思いました。
では、第3部会をお願いします。

【副会長】

第3部会はあまり量が多くないのでみっちりやってみたんですけれども、施策とかヒアリングとかをやりまして、特に当事者といいますか、防災サポーターなら防災サポーターの方、商店街なら商店会サポーターの方とかに実際お目にかかれまして、生の声を聞いて非常に勉強になったという気がしています。

まず、3部会のまとめの「全体として」というところの一番最後に第3部会にかかわることが出ておりますので、こちらから便宜上紹介させていただきますと、「内部評価は様式の見直しというより、表現そのもの、視点がわからない。何が不足して何ができなかったのか、人員不足、予算不足など、そうした流れがわかるようにすべき」ではないかと。「予算は使いきりの発想を変えて、評価はBばかりとならないように、反省と改善策を明示してほしい」と、一般的な意見としてお受けとめいただきたいと思います。

それでは、第3部会と右上に書いてある資料、以下1ページから3ページまでであります。これに基づいて、あと私の実感も含めて説明したいと思います。

施策の29「清潔で美しいまちづくり」ということにつきましては、ポイ捨て防止とか美化活動に関すること、あるいは景観のことが主たる施策なのですけれども、外部評価の結果として、下半分にありますけれども、「地域の取り組みや事業者の取り組みを推進するための事業展開が必要である。取り組んでいる事業者を広報紙で紹介するなど、インセンティブを考えてはどうか」と。適切な目標設定ということで、「清掃活動を市民文化として定着させることが施策の達成につながるのだから、イベントを日常化させることが大切である」というようなこと。それから、あとは指標を客観的な数字にできないかというようなことが我々の考えるところです。

ありていに言うと、美しいまちというのはおおむねこんなものじゃないかという雰囲気は全体としてはありました。その中で市民文化として定着するようにしていくべきだと。まちをみんながきれいにするのは当たり前だという雰囲気をつくるという考えが共有されまして、ある種マナーの問題という面が強いので、その結果、では市民文化として定着したということはいかなるデータによってはかればいいのかということになり、指標という話になったということです。だから、イベントじゃなくてふだんの取り組みが重要なんだという視点がそこにはあるわけで、そこでイベントの日常化のことをここに書いています。

それから、景観計画策定との関係で、地区協議会と連携を強めて実効性のあるものにしてほしいというまとめになりましたが、景観について特に地区ごとの取り組みに期待したいというような調子の意見だったと思います。これは今やっておられる最中なので、我々も景観法という法律の仕組みをよく知っているわけではないので、今後我々も勉強しながら行政も取り組んでいってもらうことに期待をしているという、そういうトーンの議論をいたしました。

2 ページで、商業関係の施策につきましてですけれども、施策 32「商店街の活性化」、33「魅力ある買物空間づくり」、34「消費者の自立支援」という施策の3つであります。

これにつきましての外部評価は次の3ページに書いてあって、「消費者の自立支援として『安全・安心をキーワード』とあるが、食の安全、環境保全も入れて、市民活動との連携を深めるべきである」というまとめ方になっていきますけれども、その言わんとするところは、市民側が主として取り組んでいるところがあって、そういう行政と連携、協働して行われている施策がここにはあるんです。恐らくほかの分野でもたくさんあると思うんですけれども、これについての視点をもっと持つ必要がある。20年度はかなり前進しているのではないかという温かいお言葉もありましたけれども、そういう視点がこれまで薄かったのではないかとというようなことを議論いたしました。かつ、こういうスタイルの施策について内部評価のあり方はどうあるべきなのかということを検討すべきではないか、行政が自分だけでやっているわけではない施策なので、そういうものの内部評価というのはどうあるべきなのかを検討すべきではないかというようなことを議論いたしました。

それから、次の効果的・効率的な視点というところで「商店会サポーターの活用は実効性があり、今後さらなる充実と活用が望まれる」という、割とさらっと書いてあるんですけれども、この商店会サポーターの一つの事例のことをかなり詳しくお聞きしたんですけれども、正直言って非常に感動したというところがありまして、非常によく機能していて、ここだけの評価をすればAではないのかということでした。ただ、人数が少ないので、それでさらなる充実と活用が望まれるということを書かせていただいたということです。ある商店会にサポーターの方が入って行って、それでどのように活性化していったかという話をかなり詳しく聞いたんですけれども、これはすごいという事例でございました。

ただ、そうやってうまく浮揚する商店街はいいんですけれども、サポートを必要としている商店会でまだサポートが受けられていないような場合とか、そういった商店にも手が届くようなことが今後必要なのではないか。やはり高齢化社会において商店街は生活インフラですので、もうちょっと充実させてもいいんじゃないかということです。ちょっと飛びますけれども、目的の達成度というところに、「商店会は、高齢者への配慮や防犯・防災の取り組みなど、地域の貴重な生活インフラである」というようなことを書いておりますのはこういった議論から出てきたものです。これはなかなか頑張っておられて、ぜひ今後も充実させていただきたいという感想を我々として持ちました。

それから、商店街の活性化策として、ステップ・アップ・フォーラムというのがあるようですけれども、こっちはやや工夫が望まれるという状況ではないかと我々は考えました。それこそさっきの素晴らしいサポート制度のPRなどをやっていただいたほうがいいのではないかと。年1回発表会をやるようなものになっているのではないかとということで、これは少し施策そのもののあり方を見直す必要があるんじゃないかということも議論いたしました。

その次の空き店舗は云々というこの議論もサポーター制度を考える中で出てきた話で、さっきのもっと浮揚がなかなか難しいところにもサポーターの手が届くような充実の仕方をしてほ

しいという文脈で出てきた意見であると思います。

それから、空き店舗対策というのは実は 20 年度から施策化されたもので、本当言うと 19 年度施策に対する外部評価としては当たらないのかもしれませんが、部会の意向としてはやはり言うておきたいということになりましたので入れさせていただければと思っています。

それから最後の、「商店会の活性化には観光の視点も必要であるから、区の組織改正によって所管が別になったが、十分連携して推進してほしい」というのは、組織が変わってしまったので危惧しているという問題関心から出た、一般的な議論であったと思います。

それから、「3 部会まとめ」というところに、防災につきましては第 3 部会はやはり地域との関係ということでその観点から聞いたのですけれども、これも防災サポーターの方に実際来ていただいて、お話を聞いて、問題点がよくわかったという気がしております。

この 1 ページの下の方のところに (3) というのがありまして、「地域として面的に防災対策がとられているのか。どの地域も一定水準以上を保つ必要がある。自助・共助を進めるために、区の働きかけが必要である」というふうにまとめられていますけれども、結局、施策の評価項目の中には公助部分が多過ぎるという印象を我々は持っていたんですね。公助のことばかり書いてあって、実際、公助というのは最初の 3 日間は機能しないということがよく言われているので、本当に防災対策を充実させるためには協働の防災対策づくりということが必要で、それが可能になるような内部評価の項目になっていないんじゃないかということです。

そういった公助部分を多くした上で行われた内部評価が B が多くなるというのは少し疑問だなということでした。また、先ほどの商店街との関係では、商店街の巻き込みも不十分だという意見が出ております。

それから、防災サポーターについて次に記載してありまして、「防災サポーターは被災地に出向いて体験するなど実効性が確保されるような仕組みをつくる必要がある」と、それから、「避難所情報ボランティアと防災アドバイザーを統合して防災サポーターとした」とあります。これもさっきの整理統合ではありませんけれども、2 つを 1 つにしたんですけれども、実際にはこの 2 つはかなりスキルが違いまして、ちょっと当惑をしておられたようであります。だから、何でも統合すればいいというものではないというふうに我々はむしろ感じたわけです。「実効性を見極めて、担い手を育成すべきである」というふうにまとめていただいているのはそういう趣旨です。

それから、次のページで、「防災サポーターと地域とのかかわりを深める仕組みをつくる必要がある」、これが実は少なくとも私は一番深刻な問題だというふうに感じまして、防災サポーターはやはり 1 地区ないし 2 地区に 1 人みたいな感じで、十分地域の方々あるいは地域の諸組織と連携をとって、地域で顔が見えていて、防災のために活動しているというふうにはなっていないんですね。それで、防災サポーターの方もその点を非常に危惧ないし不満を持っておられるように見受けられたわけです。それでこういうふうに書かせていただいているわけです。どうもこの防災サポーター制度というのは、今のところ十分機能できる仕組みになっていないという印象を私たちは強く持ったということです。

それから、その次に記述があります商店会や事業者云々と、これがさっき申しました、商店会も巻き込んで防災の全体像を描くべきであるという議論をしたことを受けとめてこのようにまとめていると思います。

それから、「訓練がイベントにならないよう、実効性のあるものとして実施されるように」とか、それからちょっと飛びますが、一番最後のまとめというところに二重丸で第3部会のことが書いてありまして、「水害や新型インフルエンザなども視野に入れた、地域の危機管理への取組みが必要である」というのは、地震だと数十年に1回なわけですが、そのときにちゃんと機能するというのは大事なんですよけれども、もっと頻繁に起きる災害というか事件があり、それにも対応できるような危機管理の手法を開発して、日常化することにより地域の防災づくりにつなげていくという視点が重要であるという趣旨だったと思います。

あと、目的の達成度のところに、「計画事業を進めるだけで、目的が達成できるのか」と書いてありますが、全般的にこのように思ったというのは、結局やはり公助の部分が過ぎて、全体としていろいろな主体がそれぞれの役割を果たして私たちの安全・安心が守られるというイメージが、この施策体系だけを見ているとわからないということが背景にあってこういった議論につながったということです。

また後で議論のときに委員のほうからニュアンスの違いなどを訂正していただければと思います。

【会長】

今、副会長から防災の話がありましたので、ちょっと報告したいと思います。

特に第1部会の中で議論になりましたのは、新宿区の特殊性というものがあまり感じられない。新宿の特殊性というのは何かというと、帰宅困難者がかなり多く予想される。これはオフィスに勤めている人や、大企業などはそれなりの対策を練っているんだと思いますけれども、買い物に来られた人たちが帰宅困難者というふうに位置づけると、その人たちが公園にかなり集中するのではないかと。あるいは地下街といったものも、日本で一番大きい地下街を持っているわけであって、その辺の特殊性を考慮した防災計画になっていないのではないかとということでした。

特に重要なのは水の問題で、トイレは言うまでもなく第一義的に重要ですし、その後の生活用水というようなものも必要になってくるとということでありました。その辺は、集合住宅等で、建物は壊れないんだけど、水なしには生きていけないので、それについては何も算定もしていないというふうに、よくわかりませんというような回答もありましたし、買物の方々の人数のことも把握していないというようなことで、ちょっとこれは大きな不安ではないかということで、もう一歩進めた形での防災計画が重要ではないかという話が大きくありました。

【第2部会長】

第2部会のほうでは、個人情報その他があって一人で避難できない方をどうするかというのは大きな問題なんですけれども、そういう方たちに関しては支援体制、ご自身が希望する支援体制はつくりけているというお話だったんです。が、では、例えば年に1回とか避難訓練をやる

ときに、そういう支援が必要な方たちが出ている様子が全然ないんですね。本当に支援を必要とする人が何かあったときにその支援体制が生きて、その人をお連れして避難所まで行っているかというような形の防災訓練をしていないんじゃないか。

もう少しこの防災訓練を実効性のあるというか、失礼な言い方なんですけれども、きちんとした本当に意味のある訓練にしていく必要があるのではないかというようなことですね。危機管理の仕組み全体がどうも区民には十分に伝わっていないのではないかと、やはり区民にきちんと伝える必要があるのではないかということです。

今の第1部会からの話もそうなんです、集合住宅の人たちのニーズとか、そういうものをきちんと把握した形で立てなければというあたりが出ました。

【会長】

今の話も第1部会に出まして、多くの第二次避難所というのは耐震化をされたんですよね。でも、ハードだけであって、そこに地域のどんな要援護者が何人来るのか、その人たちが来るとしたらどういう備品が必要なのかということは一切されていない。第二次避難所のハードが終わったから第二次避難所に行きますといっても、第二次避難所のほうのソフトが全くできていないということが指摘されておりました。

以上、少し省略してしまった部分もあるので、発言されたことがすべて把握していないということもあるかもしれません。

今聞いていて思いましたけれども、やはり去年よりきっちとヒアリングをしたり現場を見学したりしているので、問題がだんだん見えてきたような印象もありますし、かなり共通してという部分もあるなというふうな印象を持ちました。

これは1つずつやるより全体の話重要視したほうがいいのではないのでしょうか。内部評価は縦割りで評価してくるから、こちらはもっと総合的に全体から評価したほうが見えてくる。小さなことばかり指摘していくと小さな回答しか出てこないの、大きな指摘をしたほうがいかなと思います。

全体にかかわり合うことの印象でも何でも結構ですけども、どうぞ。

【委員】

今、防災のことが出まして、それから第1部会の細街路のことになりますが、今、西新宿地区には、その細い道にマンションや事務所がたくさんできているんです。それから喫茶店もあります。そうすると、その道が災害になったら帰宅困難者などでいっぱいになるんじゃないかという気もするんですけども、この細街路については本編の162ページに評価がBになっているんですが、目標の道路整備率が12.6%となっているんです。その細街路は今、私道も結構多いんですね、まだ。私道は90%を区が出してくれて舗装するんですね。そうしますと、その私道が、がたがたしたときに舗装するのに区のほうにお願いするわけです。だから、そういうときに私はもうこれは区のほうに提供して、それで道をどんどん広げるような方策にして、何もお金をいきなり出さないでやったらどうですかというので、それで皆さんに集まってもらって、それで区の人に説明してもらおうんですけども、そういうときにやはり細街路の問題で

したら区のほうが率先して、この防災のこともあるし、幅員を広げたほうがいいので、区に提供していただくにはこういう方法がありますよということを区が言ってくれるのが当たり前だと思うんです。

この評価がBというのを見て私はびっくりしたんですけれども、建築基準法第42条2項道路ですか、それは建物を建てるとすぐに塀を建ててしまうのに、まだ何の手も打っていない。何十年もこういうことがあって、これは本当に防災の面でもとても怖い事態が起きますので、これは各部会に共通した問題として、ここでもしっかりこれから評価をしていったほうが良いと思いました。

【会長】

はい、わかりました。

【委員】

一番問題になっているのは、何でこんなA、B、C、Dというランクをつけるんだろうと。か×にしたほうがもっとシンプルでわかりやすいんじゃないかと思いますね。

それは、ここに書いてある、意図する成果に照らして目標以上の大きな成果というものがAなんです。計画どおり、またはおおむね計画どおりがBだという。これをAにして、見直しを求められるものを両方ともBにすれば、AとBだけのほうがわかりやすい。こんなに4段階につくる意味自体が行政の逃げ場になっているんじゃないかという思いですね。

もっと端的にAとB、か×かでやっていったほうがやってるほうも、ああ、そうだ、自分たちももう一回やり直さなくちゃという思いになる。そういうふうにするという評価方法というのは考えられるのか、また提言しても受け入れられるのか。おおむねBをつけておけば大体いいなという評価の仕方自体、この4段階に分ける理由が何にもないと思うんですよね。

【委員】

今の関連なんですけれども、この3部会のまとめの中の最後の「内部評価の様式の見直しというより、表現そのもの」とかというところなんですけど、原因と結果とか、これは目的があって結果があるだけで、途中がないんですよね。何でできなかったのかとか、よかったのかとか、そういったところのそういうわかりやすい文脈がなくてぼんぼんと来るから、評価そのものが見えにくくて、まあいいや、Bにしようというようなことになりがちなのではないでしょうか。

だから、もうちょっと評価の表現の仕方というのを変えて、最後にBでいいとかCでいいとかと、そういうものでない評価の仕方というのはないものかなと私は思うんですけれども。

【副会長】

あと、ついでに第3部会で出たことをもう一つ言うと、時に経常化した事業との関連が出てくることもあるんですね。経常化したら評価の対象にしていらないが、そこは少し柔軟に考えたほうがいいんじゃないかということです。第3部会で評価作業をしていて、今2人の委員から出たのと私が今言ったのと、そういったような評価のあり方全般にかかわる議論がいくつか出ました。

【委員】

防災に関して、防災訓練がイベント化しているというような言葉が出ましたけれども、若松地区では要援護者を含めた防災訓練というのが行われました。ですから、そこから出てきた課題などをもう少し深めてやっていけば、少なくとも一歩前進はしていると思います。

防災サポーターという方が60人近くいらっしゃるということですが、そういう方たちはいざというときはトランシーバーか何か持たれるんですか。

【委員】

そうしたものはいいです。必ずしも防災サポーターをやるようになって自分が下敷きにならないということはないですから。それは消防団でも同じです。ですから、より多くの方が防災サポーターに本当は出てきてもらって、訓練に参加したりいろいろ勉強するのが理想です。しかしいくら声をかけても集まってこない。防災アドバイザーと避難所情報ボランティアを一緒にしたのは、そこにあるんですよ。避難所情報ボランティアの立ち上げ方もちょっとあまりにも不親切だった。避難所をつくったから、いわゆる本部あるいは特別出張所との連絡係で無線を使えばいい、あとは物の出し入れとかそういうことで、あまり機能しない、してもらえない。発災になってから動いてもらうという立場になっていますので、ふだんの訓練は何もしていません。だから、いざというときは困る。だから、それではいけないということで、一緒にしようという。それで、募ったら、また何人が要らなくなっちゃうというぐ具合にして60人。60人いたけど今は60人はいません、57人ぐらいです。

けれども、住民としてはやはり訓練とかいろいろなところへ行ったりしているお手伝いはしたりなんかしていますけれど、その1回に出てくる人が、大体、50何人いても20数人です。あとはあまり出てこない人が多過ぎます。そこら辺からもう一回教育し直さなきゃいけないでしょう。

【委員】

関連したことですが、避難所訓練とか避難訓練をやると、消防団も入ってくれと、呼ばれるんですよ。でも、消防団は本来は避難所とか避難訓練に目的を持っていないんです。だから、いざ地震が起こったら自分の家の火の始末をしたらずぐ本署に行って、火災の消防署隊との関係プレーをすることをメインにしています。

それが、どこかで防災訓練をやっているから消防団を出してくれとなって、消防署としては、まちに同化させるためにはいいんだけど、消防団の本来の使命はそういうことではなくて火災を鎮圧するというのが目的なのに、行政が何かあると必ず来てくれと言うわけです。

火災鎮火、消火、それから水難救助というのはわかるけれども、通常の避難訓練で消防団に来てくださいということ自体がもう行政のほうで認識が違っている。あくまでも消防団は火災、水災にすぐ対応できるようにできているので、そのところをもう一回全部でわかってもらわないと、ばらばらになって仕事ばかり負ってどうしようもないんです。

でも、消防団というのは地震があったらみんなを助けるものだと思いませんか。まずそれが違うんです、火災をとめるんだと、火事をとめるというのが名分なんで、そのところを

理解してこの防災問題にかかわってもらいたい。

【副会長】

消防団について今ちょっとペンディングになってるのかな、コミュニティ活動基本法という法案の中で消防団の位置づけがちょっと出ていて、法律上は若干また変わっていく可能性もありますね。そこらはちょっと整理しないと、確かに今のままでは委員がおっしゃるとおりだと思います。

【第2部会長】

第2部会のほうで出たのは、防災訓練するよと言うと、区の人が来たりいろいろな人たちがみんな、それこそ消防の人もみんな来て火災のときになったらこうやりましょう、ああやりましょうと来てやるんですね。でも、実際に災害になったら区の人には来るはずない、つまり、地域でどうにかしなきゃいけない。でも、実際のときはだれもいない、自分たちでやらなきゃいけないという形のリアルな訓練というのはなされていないのではないか。

【委員】

自分たちで考えてやらないとだめなんです。

【第2部会長】

そうなんです。区の人がこっちですよと言っても、それは区の人がないことを前提にやらなければいけないのではないかということと、例えば要支援の方たちも参加したというようなことが、区のほうがどの程度把握して、そこから、じゃこういう可能性があるとかいうのをきちんとやっているかというのが、私どもがお聞きした中ではちょっと見えてこなかった。

【委員】

民生委員の方たちを含めてというのは、区のほうがそういう方針をお出しになって、それで民生委員の方たちがそれぞれの要援護者について避難をさせたというような、そういうお話を聞いたんです。

【副会長】

特別出張所の方はつかんでおられるんじゃないんですか。役所側としては特別出張所の方はそういう動きがあるということはつかんでおられるんじゃないのでしょうか。

【委員】

若松地区については特にそういう訓練があったという話をされました。

【第2部会長】

そのあたりが逆にこちらがお聞きしたときには「個人情報がありますのでどなたがついていくかということだけはつかんでいますよ」というところで終わって、聞けなかった。それで、やっていないのかなというふうに思っていたら、若松地区でなさっているということだったので、こういうことがあればという形の進展ができたのかなというふうに思いました。

【委員】

権限がないんですね。委託されてどんどん役所から言われるんだけれども、では、地域においてその人たちはどれだけ認められた権限を持っているのかというのが明確ではない。

【会長】

区には、さっき 何とか員とか 何とかサポーターとか、区が認定をしたり、あるいは登録をしたりしている制度があります。今おっしゃったように、権限というのは言葉がちょっと強いかもしれないけれども、どこまで自分たちのことを自分たちで守ろうか考えて、みずからの地域に関して新たな計画とか提案を持って、あるいは防災訓練をやるにしても、集合住宅の多いところなのか商店街なのかで違うわけですから、地域地域の独自性、特殊性を生かして、みずからの地域のことを地域の方が考えてやり、それに伴って予算もそれなりに出てくるとい、若干の差があったってしょうがないという、そういう自主活動を行うには何かやはり難しいんですか。

【委員】

いや、それはリーダーの考え方だけですよ。

【会長】

役所の問題はないですか。

【委員】

自分たちでやるつもりならば、役所はあまり関係ないですね。

【会長】

でも、やらなくていいように役所が言ってしまうということはないですか。

【委員】

いや、そんなことないですよ。役所はやらなくていいなんていうことは言わないですよ。むしろやってくれですよ。

それで、今までのいわゆるイベント型の訓練ならばもう終了しましょうよと、発災型にしましょうよということで発災型を今徐々にアクションを始めているんですよ。今回も、戸塚第三小学校でやりますよね。あれはちゃんとその前に訓練する人がリハーサルをやっているらしいですから。それはもう今までないことですよ。当日うまくスムーズに訓練するためには、それをやはり自分たちでリーダーの人たちがあらかじめ訓練しておく。これは大事なことです。それをやっているという話を聞きましたので、当日何をやったらいいのと言ったら、行ってみてひとつやる仕事があったらお願いしますということでした。

【副会長】

今の会長が問題提起されたことは私も考えていまして、ちょっと防災からやや離れるかもわからないんですけど、先ほど学校の芝生化という議論がありましたよね。あれは、地元が動かないからできませんと、何か区が考えている施策がそういうところで止まってしまうと何か非常に私は変な感じがして、むしろそういう政策を立てるときからちゃんと地域とお話をして、これでできるんだという確信を得て施策化するのではないかと思うんですね。

だから、まさに今委員が言われたように、地域の側のリーダーがやるつもりがあるかどうかということが問題だと。ただ、地域の側は独自の主体として何かやろうとする構えはあるわけですよ。それと役所の側がうまくマッチングをしてちゃんと議論をした上で、では、学校の芝

生化しましょうとか、いやそれは町会としても見きれないから芝生じゃなくて別なものにしてねとか。そういうことをきちんとやった上で施策を打ち出してくるところがどうも欠けて出てくるんじゃないか。だから、その防災のところも公助の話が多くなるし。

それから私がもう一つ思ったのは、いろいろな役の統廃合ですよね。これは統合したほうがいいんじゃないかというご意見が第2部会ではたくさん出たようですが、第3部会ではむしろ防災サポーターというのは統合したためにおかしくなっているんじゃないかというのがありました。これは相反することのようだけれども、やはり根っこは一つなんじゃないかと思うんですね。やはりどういう役回りなら今の地域が担えて、どういう役回りが必要なのかとか、そういうことを役所が考えるときに地域とちゃんとすり合わせをした上で施策化するということが欠けているんじゃないかと。そういうことが欠けたまま施策になって、それでやってみたらうまくいきませんでしたというふうになっているとしたら、それは問題だなと思うんですね。

私は残り2つの部会のご報告を伺っていて、そういう施策を立てるときの手続きみたいなものが少しくましく機能していないんじゃないかなという思いもあって、全般的な議論をしましょうということだったので、あえてちょっと思い切ったことを言ってみました。

【会長】

結局、ずっと議論してきた協働ということですよ。

現区長がそういうことを言い出されて、随分進んできたんだろうと思いますけれども、これもちょっときついかもしれないけれども、実効性、実質が伴った協働の仕組みというものがまだできていない。

試みはいくつか何とかサポーターとか何とか指導員とか、何かそれぞれの課で対応してきたけれども、それを見るとやはり育っていないんじゃないかなと思います。

やはりこれは4つの評価の視点のトップに我々はサービスの負担と担い手という極めて大きなタイトルは掲げているので、去年はその辺が弱かったような印象もあるけれども、今回はこれだけやってくると、一つの防災というだけではなくて、商店街の話も、緑化の話も、福祉、学校の話もそうだし、ほかのすべて何か共通して感じる印象なんですけれどもね。だから、その辺でどうしたらいいかというのは今、副会長の提案で、施策を立てる段階からということもあるけれども、もっといろいろなことがきくとあると思います。

【委員】

防災にちょっと戻ってお聞きしたいんですけども、ああいう議論がこういう形でまとまってみると、結局あの議論が施策別にまとまらされてこういう形でまとめられると、あの議論が弱められている部分を感じるから申し上げたいです。

それは、防災であるとき一番議論したのは、防災の区としての中核、司令塔、それが施策を全体的に俯瞰的に見て横のつながりという形で議論してほしいと、そういうふうにとらえてほしいという議論を私なんかはそういう主張を随分しました。一つ一つの施策を議論するよりも、防災という施策の議論、ここで言えば22番とか23番、「防災都市づくり」と「地域ぐるみの防災づくり」と。結局、広い意味では防災なんですよ。

国や都の防災に対する姿勢は、震度7クラスが来れば新宿区では百何十人程度は被害者が出るんだということを前提にした今いろいろな施策が国レベルから来ている部分が一方ではありません。

私たち区民から見れば、そういう中で新宿区が最大限の努力をすれば被害者をゼロにする、そういう施策があってもいいんじゃないかと、そういう方向を目指してやってもいいんじゃないかという点を、防災でそういう主張を私は盛んにしたんですね。

そういう目で見ると、縦割りでその一つ一つの施策は一生懸命やっている。だけど、全体から見ると、大きな目で見ると防災にやはり何が必要かと。一人の犠牲者も出さないためには何を必要かというようなことから議論する。そういうスタッフがやはり専門的に研究すればおのずといっぱい縦割りでこれも防災とある中で何が重要か、何をやらなければならないかというのが見えてくる。

そういう視点で私たち第1部会ではいろいろな施策の中で、例えば公園というのが防災の重要な拠点だけれど、公園というのはもう公園という概念でしかなかった。だけど、災害時には公園に人がいっぱい集まるはずだと、そうすると、そこにトイレも必要だし、水も必要だしという視点が、必要だという議論があったはずなんです。

だから、公園のところには確かに書いてあるし、トイレのところにも確かに書いてあるんだけど、やはり防災に必要なものは何なんだという大きなくくりというか大きな目というのが、やはり私らからもっともっと区に対して言いたいことも、現にそういう議論をいっぱいしたと思うんだけど、こうやってきれいに整理されると迫力を感じない。

いま一つやはり原点に戻って、一つ一つの施策についての議論も一方では必要なんでしょうけれども、それを束ねた横の防災という視点で見た、そういう行政全般の横のまとめといいますか、視点というのか、それが必要だという主張をもう一度どこかでそういう議論をどこかに記録をしていただきたいという思いがあるんですね。

それは、ついでに言わせていただくと、道路のことについても同じなんです。道路も都市計画道路をつくるセクションから始まって、生活の道路でもいっぱいいろいろな縦割りの道路行政があります。

だけど、区民にとって、生活道路についての比重が比較的少ないですね。もっともっと、それこそヒートアイランドも含めた広い意味での道路行政にもっと比重を高めて、区民のための暮らしのための道路の改善ということにもっと力を注いでいいんじゃないですかという議論が、私なんかそういう主張もし、皆さんの賛同もいただいたと思うんですが、これもやはり大きな道路行政という視点で何が一番重要かということの全体的な視点がないと、みんなばらばらに、それぞれ毎年やっていくことの積み重ねということに終わってしまう。

ということの指摘を私は随分したと思うんですけども、そういう部分が必ずしも強調されていないので、ご賛同がいただければそういう点は必要なんじゃないかということで、ほかの皆さんのご議論もあったわけです。

【会長】

今のご指摘は、単なる書きっぱりの問題だけではなくて、外部評価委員会報告書のあり方、構成そのものにかかわることですよね。

内部評価はそういうふうに個別に来ているわけだから、個別に対応している、でも、できる限り総合化しよう、大きく見よう、施策で評価するべきではないかというご指摘で、そうだと思います。けれども、そのときに、個別の評価について全く書かないということはあり得ないから、ある程度書きながらも、より大きな視点で書くとした場合に、読むほうは自分のはここだけだとかいうふうに読まれてしまうとしようがないですよ。だから、この評価報告書をどういうふうに書いたらいいか、構成の問題も含めて極めてこれは重要な視点だと思います。

今日すぐに結論は出ないけれども、そのこともちょっと念頭に置きながら議論したいと思います。

【委員】

おっしゃることはもっともだと思うんですが、それぞれの課で一応機能しているわけで、それぞれの課がまず予算をつけて施策ベースでいろいろなことをしているわけですよ。それぞれの施策についても内部評価として評価は必要だとは思いますが。

それを全体的に正しく、防災なら防災という大きな固まりで機能しているかどうかという評価をするのはだれなのか、区長までさかのぼるのか、それとももう少し下のレベルで課のまとまりなんかでトップに立つ人がいて見るのかどうかというのが、こちらとして防災のまとまりをもう少し総合的に見てくださいなと言ったときに、それを受けとめるのは一体だれなのかというのが今見えてこなかったんですね。

【委員】

それは、事務局が行政管理課ですよ。それがそういった視点からもう少し内部評価を充実させる方向でそれぞれのセクションに働きかけて、そういう方向にまとめさせていくというのが基本だと思うんですよ、まずはね。

外部評価といったら内部評価があって、それを評価するのが外部評価でしょうから。そのところがなかなか十分いかない場合には、手順としては外部評価としてそこら辺のところを取り上げて、さらに掘り下げて議論していくのかというようなことになっていくんだろうと思うんですよ。

【委員】

この「全体として」というのをつくってもらっていますよね。ここでそういうことを我々としては述べればよいと思うんですよ。

先ほどおっしゃった、個々の事業をばらばらに見るのではなく、施策として評価しているのかというのが若干まだ言い足りない。例えば第2部会だったら、子ども家庭課と教育委員会の教育指導課とが共通するようなところがあるわけですね。だから、そういうこともちょっと具体的に触れて、防災の問題もそういうことに触れて、この中にそういう、たぶん課だけじゃなくて部だけじゃなくて、部同士になると連携しないと、だから施策ベースになると部になっちゃう、部をわたることもありますかね。そういったようなことで表現すればいいのかなという

のが一つあります。

それからもう一つ、第2部会で私が感じたのは、個々の議論の中に入っていますけれども、実績データをもとにしてというか、実績データをできるだけとる努力をして、それを目標とか達成度にして評価する。具体的に申し上げますと、例えば見守り対象者というのは高齢者とかいろいろな要介護者とかそういう人の母集団がこのぐらいいて、その中のこのぐらいが見守り対象者で、その中で今560人見守っていますよというような、その辺を示してほしいとか、成年後見というのはこのぐらい相談に来たけれど、結果として後見人がついたのはこのぐらいですよ。だけど、成年後見が必要な人の母集団というのはこのぐらいあるから、あとこのぐらいのことをしなければいけないですよとか。

確かな学力推進員は40名で、全校へ配置したから100%ですよ。今度は51人に増やすと言うんですけども、もっと特徴的にその学校がこういうことがあるからもっとそこへ派遣したほうがいいのではないかというような、そういうインセンティブを持って増やすという。例えば、この事業は1億1,000万円ぐらいの区費を使っているわけですが、そういう事業を、そういった実績データをもっととれるんじゃないかというところをとっていないで、目標を非常にあいまいなものに、漠然としたものにしてしまって、それでその漠然とした目標が全校が達成しちゃったからBですよ、そういう仕方というか。もっと突っ込めば突っ込めるところをもっと突っ込んでもらって、数値目標とか達成度というのを評価していただきたいなということをもう一個このまとめの中には加えてほしいなと私は思いました。

【副会長】

3つの部会にすべてを通して比較的共通している区の内部評価の仕組みの問題点を総論部分に記述するという事は考えられますか。

一つは、今もご意見の中に出てきましたけれども、部会長によるご報告の中でも、どうしてそういう目標設定が行われたのか、はっきりしていないんじゃないかみたいなことがいくつか、全部じゃないんですけども、割とよく出てくる問題です。だから、恐らく区の行政スタイルのある種の不十分さのあらわれかもしれないと我々が気づいたものについて総論的に書くということですね。

もう一つは、会長がおっしゃった協働の視点が根づいているかということとか。

あと、いいですか、もう一回議論を洗い出せばあるかもわかりませんが、そういったことについて総論的なことを記述する必要があると思います。

【会長】

いや、やはりそこを充実しないといけないですよ。各事業を担当される方はまずそこから読むから、そこに具体的な何とかサポーターとか何とかって具体名をどんどん入れて、何かふわっといかないで、あっ、これは自分のところに関係しそうだという具体的なことを入れて総論を書かないと本当にただの総論になってしまうから、共通事項が何かとして入れましょうか。

【委員】

会長のおっしゃるとおりだと思うんですよ。ですから、まず個別の事柄をきちんと整理し

た上で、それを踏まえて全体に通ずるようなことをまとめていくと、こういうやり方なんだと思うんですね。総論だけだと、具体論がないとなかなか迫力がありませんよね、説得力がありませんよね。

そういう意味で、やはり両方で攻めていかなければいけないんじゃないでしょうか。

【会長】

では、今そういう大きな方針の中で、今、副会長が言っていた総論に書くべき事項というのかな、それを今日言っていたいて。

【委員】

今、委員が言われたことに関連して非常に大事なことで、それに今会長がまとめられようとしていることにかかわると思うんですけども、去年の内部評価書を今見ながら今日の議論を見ていると、去年は割合実直に内部評価自身が適切に行われているかということ強く意識しながら論じているわけです。今年は、どちらかという事業そのものが正しいかどうかというようなことにも付言しているわけです。

その点から、先ほど委員から提起されたような問題も出てくるんだと思うんですが、その事業がそもそも正しいのかどうかと、適切なのかということと、それからやはりそれを担当しているところがそれぞれ原課として、委員がどこが受けるのと言われましたけれども、そういうことも含めてそれぞれがそれぞれなりにしっかりやり、また評価しているかということは分けてというかそれぞれやらないといけない。

まずはきちっとそれぞれの内部評価が適切に行われているかということと、それから、もともと事業の設定が十分ではないのではないかとということもいろいろ現場を見るについて感じられたことがあって、それについてやや厳しく指摘をするということと、2つ整理したほうがいように感じております。

【会長】

わかりました。

今確認をしていただいたことを含めてちょっと戻りますと、個別のことについては全体で議論が間違いだとかこう書けというのは個別にもできそうな気はするので、全体で議論する中では総論といいましょうか、あるいは共通事項と申しましょうか、そういったことをちょっと今ピックアップしておいて次回までにもう一度書いて議論したほうがよりいいと思うんです。

冒頭に私が申し上げたのは、さっき言った協働ということの実効性ある協働の仕組み、体制がまだできていないのではないかと。

ちょっと言葉をかえれば、私は担い手がきちっと育成、育成と言う言葉はよくないのかもしれないですけども、きちっと育っていないんじゃないんだろうかという疑問があって、何か市民が主体的に活動することの重要性とかおもしろさとか楽しさとか、それによってコミュニティが生まれてくるという、何かこの防災のためにとか福祉のためにとかじゃなくて、市民が主体的に行動して、それが市民社会をつくっていくのかな、ちょっと大げさですけども、そういうのが新宿区はずっと欠けているなと思っていたんですよ。

かつて私が補助金の見直しを検討した後、その後大きく変わったという印象もなく、お金はあるのかもしれないけれども、やはり行政が親切過ぎるように思います。

この何とかサポーターをやってください、何とか協力員をやってください、と、まだお願い行政なんですよね。だから区民が、では仕方ないやってやるかみたいになっている。担い手が育っていないというか、そういうことをどう書くかわからないけれども、その点が一つあります。

それからちょっと変わりますが、さっき言われた目標設定、バックデータがきちっとないのにやっている事業がいくつかあるんじゃないかという話ですね。

もう一つだけ言わせてもらえば、私はやはりまちづくりをやって、地域における施策事業の統合化というのが全くされていないというのが印象で、公園なんていうのは子どもの遊びという視点はあるかもしれないけれども、防災という視点が欠けているとか、学校というのはいまに教育の現場なんだろうけれども、もっと私は学校、公園、道路ってハード系のくまなくあるものをもっともっと総合化する仕組み、あるいはそれを議論する場、そういうことがない。そこはかなりちょっと書き過ぎかもしれないけれども、統合化されていない、縦割りなんですよ。

だから、行政と区民の間にも何か隔たりがあるし、行政の中の各部課にも隔たりがあるし、みんなばらばらという印象です。

【副会長】

今の会長が厳しく言われた担い手の育成というかお願い行政というか、逆に地域の側から見ると、新宿区の地域は、かなり力量を持っているというふうに私は感じているんですね。そういう力量を持っている地域とすり合わせながら施策のあり方を考えていくという、こういう行政スタイルが不十分じゃないかと、私の言葉でいくとそういうことなんです。

それから、目標設定もバックデータもそうなんだけれども、第2部会長のご報告を聞くと、目標設定の理念から見た適切性といいますが、こういう趣旨のことなんだからこれぐらいやらないとおかしいじゃないかみたいなことが十分考えられているかというような問題もちょっと感じました。

それからもう一つ感じられたのは、さっきの電柱の地下化の問題でも必要性のあるところとできるところという問題とか、あと建築基準法に規定されているんだから100%の目標であるべきであるというお話がありましたよね。

個別のことはここで議論する気はありませんけれども、私はあの話を聞いて、これは実は非常に思い切った話じゃないかと思うんですよ。世の中法律に決められているけれども守らないことたくさんありますよね。だけど、これは非常に基本的なことで、区民の安心・安全の根幹にかかわることだから、当然法律どおりやってもらいたいということを我々が言うということは非常に大きな意味を持つはずなんですよ。

その法律に書いてあるからではなくて、やはり法律が掲げている理念が我々にとって非常に大事なものだから、それはやはりきちんとやってくれというふうに考えて、ああいう結論をお出しになったと思うんですね。

だから、目標設定の理念から見て適切な目標設定なのかということ、特に第2部会ではそういうところが多いというような報告として私は承ったんですけども、その問題は一つあると思います、総論に係るやれるべきこととして。

あともう一つは、経常事業との関連というのをやっていて、これは経常化されておましてああそうですかで終わったという、何となくそこにぶつかりませんでしたか。これは多分さっきも言ったみたいにやはりそれなりの理由があって、経常化したら一応評価としては終わったものとするみたいな、それなりに理由があってそういう扱いをされていると思うんで、そこはあまりふたをあけちゃうと收拾がつかなくなるのかもわからないんですけども、もうちょっと柔軟化しないと、ネズミが穴の中へ入ったらそこで終わってしまうというような感じがどうしてもしてしまう。

ちょっとこれは事務局のほうからも若干お考えなり情報提供なりがないと、総論になかなか書きづらい、どういうふうを書くべきかということがわからないところではありますけれども、一応この問題は、去年から感じていたことですので、今一つ上げさせていただきたいなと思います。

【委員】

今、副会長が言われたところで、建築基準法とかありますけれども、行政はその法律にのっとってやっていくわけだけれども、現実の問題として、例えば地域の家を見たときにかなり違法建築があるんですよ。それは違法建築だから例えば耐震補強の工事をやると。そのときにこれの届けを出すとそこが違法建築とわかってしまうので出せないという現実があったり、出せばそこで工事がストップしてしまったりとか。だから、現実のものと実際住んでいる区民の立場から見ると、じゃすぐにも震災が来るかもしれないときに全部建て直さなきゃならないのかということになったら、そんなことはとてもできないわけで、現実の問題がいっぱい出てきちゃっていることがあります。

だから、その辺の法律がこうだから必ず届けを出してというようなことをしてしまうと、現実住んでいる人の生命の危機をどうするんだとかというのが出てきてしまう。行政は法律にのっとらないといけないけれども、区民の気持ちからするとちょっと何とかしてほしいというようなところが結構あるんじゃないかと思うんですね。

そういったところが施策の中で解決できるのかどうかということも随分あるのじゃないかと思うんです。届けを必ずしも100%出さなきゃいけないのかどうか。そこら辺すごく難しいところがあると思います。

【委員】

先ほど防災について何が一番大切かということをもまず押さえなければいけないという話がありました。今の問題もそうだと思うんですが、一番大切なところは100%やはり守るべきというふうに進めていくべきだと思うんですね。それが完全に実施できるかどうかは別として、そういう方向でいかなければいけないと思うんです。

それで、道路のことなんですけれども、道路にやすらぎの散歩道とか自転車道の整備とか、

それから環境に配慮した道づくりとかいろいろありますけれども、一番道路について大事なことは安全ということだと思っんですね。安全に歩ける道であるということだと思っんです。

それで、無電柱化、電柱の地中化というような話が出てくるわけですけども、区の方に言うと、道が狭くて地下に埋めると変圧器を出さないといけない。変圧器のほうが電柱よりもかさばるわけですよ。面積をとるわけで、なお道が狭くて通りにくくなるから、そこはちょっと無理ですよというようなことを言われるんです。けれども、この間、川越市のまちづくりを見学したんですが、あそこはまち並みを非常に大切に保存しようということがあって、細い道でも以前は上を見るとクモの巣みたいに電線が張りめぐらされていた。それを全部地中化したんですよ。その地中化がどうしてできたかという、変圧器を道路の側じゃなくて、家の後ろ側に置ける場所は後ろ側に置いてもらったりということもありますけれども、その地中から軒先を通ってずっと電線をはわせて家の中に取り込むというようなことで、変圧器を道路に出さないでも無電柱化ができるということでした。

そういうような方法をいろいろ工夫して、変圧器が出るからできませんよというんじゃなくて、いろいろな方法があるということの研究して、それでとにかく人が安心して命を脅かされることなく通れる道、それから、防災活動、消防活動に支障のない道をつくるというのが道にとってはまず第一だと思っんです。

それで、道路についていろいろな施策が並べてありますけれども、これについて優先順位をつけて1位になったものはまず完全に実施していくというふうにしていきたいと思っんです。

【委員】

会長が先ほど来言われたように、新宿区内には、協働という言葉は区長が発信したんだけど、協働がまだ熟成していないじゃないかと。何でだろうと考えたときに、だれも担い手を育てていないんですよ。

いわゆる昔は、大家族、今少子化というのをすぐ答えにしちゃうわけではないんですけども、町とか家がだれかと協働してだれかのために何かをやるというのは当たり前で来たから、ある程度年をとったらそれはだれかとともにやるという、それが協働につながるのか公助につながるのかわからないけれども、そういう習慣があったんですよ。

今、例えば学校で生徒に掃除すると「うちの子どもは掃除をさせるために学校へ行かせているんじゃない、だれかを雇って掃除させる」と、子どもたちがあんなに時間があるのに、まず自分たちがいるところの掃除や片づけすらもしない。結局今の協働という言葉に慣れていないという形になってくる。

もっと端的に言うと、区立の小学校、中学校時代は夏休みの1週間はだれかのために何かをするぐらいのことをやっていかないと、いつになっても、できない。本当は20代、30代、40代それぞれの人たちが協働という意識を持つような教育にしないと、教育委員会ばかりをあてにすることじゃなくて、そこら辺のどこか取り組む場所がないかなと思っんです。

だから、例えばさっき校庭を芝生にする話ですと、まちで手伝ってくれないからやらないと

ということですが、でも、新宿区で 29 校ある小学校で全部がそういう理由じゃないと思うんです。そうすると、何が一番大事になってくるかということ、行政の逸脱性というか、新宿区の小学校が 29 校中学校が 11 校、どこかやった、全部やらなくちゃいけないという、一番個性のある行政をする割に、何かやるときには同じじゃなくちゃいけないという行政のあり方、どうしてもそういう歯止めがあるでしょう。そこら辺を崩していかないと、いわゆる協働というのも育っていかない。どこかでうまく地域の人が、はい、いいよ、学校がやるならやるよと、集まったらそれがモデルケースでそれでスタートしていかないと、いつになっても横一連だとはできないというのは、協働という言葉を使うとき一番つらいところになってくる。うちは住宅街だからいいですよと言うかもしれないし、そのまちができることが一つの区の発信したものに答えたら、よそができなくなっちゃってやっていくということをやっていかないと、協働というの育っていかないんじゃないかなと思います。

あと、子どもの教育の中に手伝い合い、助け合い、協働精神というのをどうやって入れていくかということは、10 年先、20 年先でも一番基本だろうと思います。。

今まで、こんなのお上がやっていくことを何で自分たちがやらなくちゃいけないんだと概念としてあるじゃないですか。そこら辺の基本的な我々だと社会科で公民というのがありました。だれかのために役立つ人生みたいなのが何にもないから、どうしたって不毛の協働になっちゃうと思っています。

【委員】

この活動に参加して思うのは、新宿区というのはどうも行政をやってるんじゃないかと。要するに、地域でいろいろな活動、施策を展開していくには、やはり行政だけが担い手じゃなくて、先ほどもおっしゃったように地域のいろいろな人、区民一人一人がやはり担い手なんです。実際、行政を進める上でも、関係団体に委託するとか、そういう委託先の力をうまく発揮させていくような、そういうことも必要になってくると思うんですね。そういう意味での委託先への点検とか評価とかというようなことも大事になってくるんだろうと思うんです。そういう意味では、やはり区としてはもう少し行政だけにとらわれることなく、やはりいろいろな地域の担い手、関係団体を巻き込んだ総合的に行政を見ていくと。言うなれば、地域の総合的な経営主体であると、こういう発想をもう少し強く出していただく必要があるのではないのかと思ったりするんですよ。

そういう点からすると、やはり地域にはいろいろな特殊性がありますから、先ほど防災の関係でも出てきましたが、地下街があるとか、集合住宅が多いとか、帰宅困難者が多くなるだろうとか、そういう新宿区の特長も考慮した、メリ張りのある行政というものも展開していただく必要も出てくるということだと思いますね。

それから、新たな施策を展開する場合には、いろいろな先進事例というんですかね、これを貪欲にやはり吸収して施策化をしていく必要があるのではないかと考えております。

【委員】

ちょっと 1 点だけ。今、大切な議論がなされているというふうに私も思います。私はそうい

う全体の指摘は指摘としてすべきだというふうに思います。と思いますが、一方、個々の事例を通じて的確な指摘、要は例の建物の完了検査が 100%でなければおかしいんじゃないかというのは、やはり内部評価として目標がこうなっているから達成度は 123%であるというふうな内部評価をすること自体がおかしいんじゃないかということで、内部評価の視点においてその問題を指摘するように、一般論としてこうあるべきだと言うんじゃないで、内部評価のあり方にしてにおいて指摘するような言い方で言っていったほうが迫力を持つんじゃないでしょうか。

それから、いろいろなまちづくりというか商店街の活性化とかそういう問題も、とりあえずはその評価が適切であるかということを厳しく問うたほうがいいと思います。

前回のに比べると結びの言葉で「内部評価が適切ではない」、それから「評価の視点がどうか」とか、評価という言葉を使っただけの記述がやや今回は少ないような感じがするので、そのところを同じようなものでも語尾の結びをもう少し整理したほうがいいんじゃないかという感じがします。

【会長】

総論の話は今ご指摘のように個別評価をもう少し精度を上げればおのずと浮かび上がってくるということもありますので、ちょっと事務局と私と部会長を含めて今後やらなきゃいけないとして、ちょっと個別のことで結構ですし、ここは少し間違っているとか視点が違うとかということで、今日の時点でお気づきがあれば皆さんいらっしゃるのでご発言をいただき、もしその後気のついたことがあれば事務局へご連絡いただくという形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

一つだけよろしいですか。3部会のまとめの施策 23 の項目のところの 2 ページ目の真ん中に「防災サポーターは 60 名を目標水準としているが、地域偏在はないか。町会や消防団ごと」というところの消防団は、消しておいてもらったほうがいいでしょう。

【副会長】

先ほど総論についていろいろ言いましたので、ほとんど残っていないんですけども、一つだけ、これはちょっと評価としては範囲外ですと言われるかもしれないんですけども、第 2 部会の「子育て支援の推進」のところの記述ですが、この評価の視点として区の権限ということもあるのか、虐待とか割とハードなケースがありますよね、そういう問題を念頭に置いた評価の視点というのは、児童相談所と基礎自治体との連携を深めるとか何か今言っていますから、今後出てきますよね。割とソフトな施策が多いんですけども、そういったハードなケースが今後出てくるぞという情勢をにらんだ評価というのはできないかなという気がちょっとしています。

これは、何を書くのかと言われると何もないので、来年度以降の課題かなと思いますが。

【委員】

それに関連してですけども、第 2 部会の 4 ページの一番下にある適切な目標設定という文章の中で「『総合相談の充実』を取り入れたことについては、改善の意欲が感じられ、評価で

きる。」となっていて、その後はちょっと今後こういうふうにしてほしいという文言なんです。この総合相談の件数がかかなり多くて、職員の人は大変でしょうねということも申し上げたことと、その総合相談の中身はかなり虐待に至るようなケースからもっと軽微な本当に日ごろの、子どもが夜泣きして困るとなかなか寝ないとか、何かそういうような相談がいろいろあるだろうから、その分類を少しはっきりさせたほうがいいんじゃないかということも申し上げたつもりだったので、ちょっとそこを加えていただきたいというふうに思いました。

【委員】

商店街のことを考えていくと、例えばサポーターのシステムにしてもそうなんですけれども、今年度から入ってきた事業になっている。それとのかかわりを評価の中でどういうふうに入れしていくか。例えば空き店舗なんていうことは評価の対象になるのかどうか。

ただ、商店会のことを考えていくときに空き店舗対策というのは非常に大事なことで、今年度の中でどういうふうに気がついたから、それでは空き店舗の対策のことに何か評価できるのかどうかという、そんなことはどうなんですか。今年度からのかかわりです。

【委員】

いや、でも 19 年度も空き店舗はあるわけだから。

【委員】

いや、空き店舗対策というのは今年度からなんですよ。

【委員】

20 年度のことを評価しちゃっているという。

【委員】

それはちょっと書きつづりを工夫したほうがいいですよ。

【第 2 部会長】

多分一応それは 19 年度というふうに分けないとまずいと思うんですよ。

結構、第 2 部会なども継続で 20 年度の事業ではあったんですけども、一通り今回は 19 年度で見ましょと、ひとまず 19 年度という形でやるしかないのかなと第 2 部会でも思ったことがございます。

【委員】

今の商店街のことにに関してなんですが、第 3 部会のほうで取り上げているところなんですけど、こちらで商店街の事業補助金の支給実績は 19 年度目標 7 件だったのに 1 件だけが実施していて「期待どおりの効果がある」というのが 100%の水準達成ということになっているんですけど、どうしてこれが予算を組んだにもかかわらず 1 件しか申請がなかったのか。そして、今までずっと 100%満足という回答を得ていながら年々減っていったというの、こちらの内部評価を見ても分析されていなくて、単に減ったということが言及されているんですけど、このあたりは何か話題がありましたか。

【委員】

全然申し込みがなかったというわけですね。

【委員】

押しつけてやるようなものじゃなくて、商店街のほうからのそういう要請があってやるようなもので、1件しかないというのは具体的にその事業が商店街に合っていなかったという点もあるのかもしれないですね。

【委員】

やめてしまってもいいんじゃないかという話にもなりました。

【委員】

それでB評価というのは何か不思議な気もするんですが。

【委員】

だから、できたところはいいと言うんですよ。できたところは非常によかった。ただ、全体として見れば数が少ないと。そうしたときに、できたところがいいというのをとるか、それとも全体の数が少ないからだめかと、そこは議論の分かれるところだと思うんですよ。

それが先ほども、「内部評価の問題なのか事業の問題なのか」ということを私が言ったのはそういうことなんですけれども、そういうことで、内部評価としては目標をどこに置くのか、それから、事業としてはどうなのかと。そうすると、事業そのものの7件にこだわるのか、それともできたという効果を摘み取るのか。

【副会長】

そのところも私は、先ほどの委員のご意見を非常に感銘深く伺ったんですけれども、さっきの校庭の芝生化についても、行政がやりますとなると、地域の側の実情とか力量とかとすり合わせながらやっていけば目標設定も違ってくと思うんですね。

今の点もまさしく、どういう商店街の問題が全体としてあって、どういう商店街なら浮揚できそうかということ在地べたを歩いて目標設定すればおのずと違ってきて、その中で1件でもできればまずモデルができるというような発想が出てきて、その辺の目標の立て方からして、会長の言葉を借りれば協働型でないと、目標設定の仕方自体がかなり行政ベースなんではないかなという問題もありそうですね。

【委員】

一つには、商店街の施策について聞いたときに、行政がやるのは私は納得しないんだけど、各お店の売上げを上げることだというような話をしていましたよね。それが目的になってしまうと違つたらうと、商店街に対する施策というのはそういうものではないだろうと思うんですけれども。

【委員】

商店の存在自体が利益を上げるためなんだから、それは考えたほうがいいんじゃないかという意見がありました。

【委員】

だから、我々は生活インフラとしての商店街ということに力点を置いてまとめたんですけれどもね。だけど、行政の視点はそういうところにある。

【会長】

とにかくそのまちが魅力的だということをみんなに思ってもらってそこに来るといふ、そこに一番力を入れるべきだと思うから、指標はおのずとそっちのほうへ設定してほしいなと思うのですけれどもね。個店がもうかるかどうかというのは、わかるけれども、そうやってしまったらちょっと違うんじゃないかと思えますね。

【委員】

本人はもうけるためにやっているんだから。そのためには魅力あるまちづくりをしようといふのは、一番最後の目標はそこでやってる人が利益が出るようなまちにならないと意味ないんじゃないですか。そのための魅力あるまちづくりや手段なんで、それを外しちゃったら商店は成り立たないですよ。

【会長】

さっき公助、共助、自助みたいな分け方をしていますが、それは公益、共益、私益みたいな意味もあって、それが商店街は共益というような部分をやはり前面に押し出したいし、本当に地域のためになる、まちのためになることは何なのかという視点はまさに協働の発想ですよ。

【委員】

だから、商店街に関して言うと、例えばそういう営業的なことを目的としていて、例えば防災に対して商店街はどういう役割を持つのかといったような視点をもっと入れていかなければいけないものを、ほとんど今商店街は外れているところにある。

【委員】

売上げが上がったら参加してきたというのがやはり原点だと思いますよ。

【会長】

地域の視点とかまちづくりの視点とか言うでしょう。使い古されちゃっていて、だれも目をとめないんですよ。でも、そこに学校とか公園とか商店街とかというその言葉を入れると、突然自分のそばのものが目に見えてくるので、何かふわっとした文章じゃなく、そういう地域の重要な核になる。児童館もさっきの話に出てそう思ったけれども、まちづくり、協働の拠点として商店街をととか児童館をととか、何かそういう書きっぷりのほうが読んでくれるんじゃないかなと思いますね。

【委員】

第1部会のところですが、1ページ目の効果的・効率的な視点のところ、今度の耐震化支援事業ということで新たな施策をやるということが書いてあるんですけども、それとともにアンケート調査の結果を見ますと、現行の助成制度に対する不満というか注文というか、結構出ているんですよ。だから、そこら辺をどうするのか、検討するとかいうことも何か加えておいたほうが良いような気がするんですよ。助成金額の増額、それから、対象要件の見直しとか、アンケート調査でこういう話が出ているんですね。だから、そこら辺の取り扱いをどうするのかということにちょっと触れておく必要があるような気がいたしました。

それから、6ページ目の「環境への負荷の低減」というところですが、外部評価結果のどこ

るで目的の達成度ですね、「インセンティブなどの手法を検討すべきだ」と書いてあるんですが、それとともに「取り組みの成果の見える」も、入れてはどうかという声が出ていたと思うんです。そこもつけ加えておいていただいたほうがいいのかなという気がいたします。

それから、「地球温暖化対策の推進」の関係なんですが、事業成果指標として「省エネナビモニター件数」とか「新宿エコワングランプリ応募件数」とか「省エネ技術研修セミナー参加者数」とかが上がっているんですが、端的にもう少し設定する目標として「CO₂の削減量」とか「エネルギー消費の削減量」とか、そういうふうなものも設定してほしいという話をしましたら、設定するという具合に答えていましたので、そういうところもつけ加えておいていただきたいと思います。

【委員】

第2部会のことなんですが、ほかの部会がどういう形だったかちょっとわからないですが、少なくとも第2部会では、今回のこの書き方ですと施策2、施策6、施策7を全部見通したうえで、最後にこの外部評価結果が出てきたというふうに読めるわけなんですが、実際には、施策2は「成年後見制度の利用推進」の部分を中心に、施策6は「地域包括支援センターの運営支援」と、本当に限られた事業しか視野に入れてなくて、その点に関してこの外部評価結果というような記述の内容が出てきたわけなんですね。ですから、この書き方全体として、去年は施策の束を見ていきましょうという皆さん共通の方針があったと思うんですが、実際のところ私たちはそれに従って今回やったという意識があまりなくて、細かい事業を取り上げることで私たちの関心事がどのように説明されるかということに重点があったように思いますので、ちょっとこの書き方全体ですと私としては不安があります。

全体を見ていたのに何でここしか触れていないんだというような見方をされてしまうという点では、もう少しこの施策の中のこの事業を特に見た結果、そしてこういう観点で私たちがいろいろ質問をしたということを書き加えた上で、その中から出てきた表現を羅列するという形がないと、施策の束が非常に大きいところは特にほとんどそれ以外のことを見ていないのにこういうまとめ方になると、これだけを読んだ方の理解が相当変わってしまうのではないかと思いますので不安がありましたので申し上げます。

【会長】

具体的にはどうすればいいですか。

【委員】

第2部会の6ページで言うと、施策8にはすごくたくさん事業が中に入っていますね。ほとんどBがついていたというふうになっていますけれども、この中では「確かな学力推進員の配置」ということを主に取り上げて見ていて、ほかの事業はそんなに詳しく見ていないし、質問もしていないわけです。ということでの、最後に外部評価結果という書き方になっていたときに、何かそこで私たちが全然触れていないことも含めてこの結果を出しているように受けとめられるのはどうかなということです。

【委員】

7ページの外部評価結果の頭のところに、そういうふうに行ったというのを1行入れたらいいのではないのでしょうか。

【委員】

いずれにしても、ご意見に合うように直せばいいじゃないですか。それは部会長に任せて、要はそういう希望を入れてもらえばいいじゃないですか。

同じようなことで、「3部会まとめ」の「全体として」のところの最後のところに書いてある内部評価の様式云々という、この4行ぐらいで書いてある表現は、ちょっと工夫していただいたほうがいいんじゃないですか。

【委員】

内部評価そのものについてとしても区民目線でいくと表現やそういうものでわかりにくい部分があって、それは取り組みのプロセスとかそういうもの、先ほど言われたようなプロセスを明らかにしつつというようなことが前段ですよね。

それから、後段は、やはり事業の達成ということをどういうふうに考えるのかということで、評価の問題とはちょっと違うかもしれないけれども、事業のあり方と評価のかかわりをどういうふうに整理するかということ等をこういう表現で議論していると、こういうことなんですね。この2つのことを1つにさせていただきたいと思います。

【会長】

このとおりに書くということではなく、さっきの文脈がないから ×がいいんじゃないかという問題でいくと関係するところだと私も思っていました。

【委員】

すべてにかかわることですよね。

【委員】

これは全体の内部評価のやり方にかかわるものですよ。

【副会長】

1点確認しておきたいのは、総論的なものの視点の中で、委員から行政の一律性の適切な緩和みたいな問題をちょっと言われて、それが一つ書けるかなと思いました。もう一つ、優先順位ということを言われたと思うんです。この内部評価は、優先順位はあまりこれまでそういうことは想像もしてませんでしたよね。優先順位というのは特に資源が限られている中では割と政策論では有効な手法で、だから道路を直すという場合の優先順位をつけて、予算は限られているんだから、優先順位の上からやりますとか、そういうふうになるんだけど、意外とこれまでこの中で出てきませんでしたね。もし総論の中でそういうことを書くとすれば、どういうふうになるのでしょうか。

【委員】

いや、ですから、それは先ほど議論があった全体をどうとらえるかという視点を、どういうふうに議論していくかということ等の中で、やはりそういう単なる事業別、局別の議論じゃないところに大きな優先順位の問題がありますよね。

【副会長】

そういう発想をまずこの内部評価の場でして、それをこっちから見るとい感じなのか、それとも内部評価の中に優先順位という発想は全くないのですか。

【事務局】

内部評価の対象にしている計画事業が、行政の中では優先順位が高い事業という位置づけで3年から4年間で計画的にここまで進めていきますというものをしています。ですから、都市計画の事業自体が区政の中では優先順位が高いという判断をしていると。その中で、先ほどお話があったように、道路行政の中でどれを優先させるのかという点で、実行計画の中にある道路計画の中で生活者重視の道路を優先させるのか、拡幅を優先させるのかということになりますと、年次計画でどのタイミングで組み合わせていくかという部分で計画としてはつくられているんですけども、全体で見たときに、果たしてどちらが優先されているのかわかりにくいという指摘だと思います。

【会長】

地域の中で限られた資源で限られた予算と来たら、ここにつぎ込むよりこっちにつぎ込みたいよというちょっと大きい話だけれども、そういうのだから優先順位という言い方もあるので、重要な事項だけれども、どうやって書いたらいいのかというとなかなか難しいですね。

【委員】

さっき委員が言われたのも優先順位の一つなんですよね。施策の中にたくさんの事業があるけれども、その中で私たちはここに焦点を当てて議論しましたというのは、やはり優先順位がそこにあるというふうに認識されて第2部会で議論されたんじゃないかと思うんですよね。

【委員】

第2部会の委員としてはこれが重要だと考えた。

【委員】

そう、だから、そういう点でこれを重要な事業としましたというふうな表現を、部会長に考えていただければいいんじゃないですか。

【委員】

あと、緊急性ですね。特に防災は緊急性が高いでしょうから、そういったところにやはり優先順位をつけて重点的に予算をつぎ込んでいくとか、そういう考え方もあると思うんですね。

【委員】

防災は我々として大きな関心事だから各部会で議論した、とかいうのも優先の考え方の一つだと思うんですよね。ですから、それをなぜ各部会でやったんだというあたりは、まとめのところで、課題の選択の仕方のところで書いていただいてもいいし、いろいろ副会長が今言われた点は整理のしようはあるんじゃないですか。

【委員】

語尾で「すべきである」とか「望まれる」とか表現がいろいろありますよね。こういったことの整理というのはどこがするんですか。

【委員】

そう。だから、それは去年の報告書を見ると、評価をこうしてほしいとか、割合そういう表現で結んでいるんですね。その表現を少し部分的には入れたほうがいいんじゃないかという気がしますけれども。

【委員】

さらっと去年のものと見比べると、事業として「べき」なのか、評価としてどうなのかというのはいちよっとなんか検証する必要があるような感じがします。

【会長】

この中に入れたことによってちょっと漏れてしまったこととか。どうやって我々の気持ちとしてこの報告書に伝えるかというのは今回ちょっと問われていますね。それはちょっと今すぐには言えないけれども、でも、読んでもらわなければ意味がないわけだから。

【委員】

おっしゃるように、我々がこれをどうして選択したというのは説明があったほうがいいですね。

【会長】

今後の話をちょっとしたいと思います。

次回の10月29日しかもう全体で議論する機会がないんですね。それで、10月いっぱいには区長に提出する。遅くとも11月初旬には提出できるお約束で進んでいますので、次の1回だけというのはかなり不安がありますが、どうでしょう。

【事務局】

では、今日のご審議と、あと昨年度の報告書のでき上がりとしてイメージをちょっとつくらせていただいて、たたき台が全然ないとまた次の議論もうまく始まらないと思いますので、あくまでもたたき台としてお送りしたいと思います。その送るタイミングですけれども、来週中旬を目安にまず一旦送らせていただいて、それで気がついたところを事務局にお寄せいただいて、それをまた皆さんに発信しておくというふうにしますか。かなり行ったり来たりが忙しいですけれども、というのが第1案です。

それと、今日ちょっと触れられなかったこともまだあったよというようなこともあるかもしれませんが、それをまずいただいて、その後でもう少しお時間をいただいて、来週末ぐらいに皆さんにこんなところでいかがでしょうかというのを送りして、それに対するご意見は次の委員会の席で皆さんに議論をしていただくという方法が第2案です。

どちらがよろしいですか。

まずちょっとまとめて、全体像が見えないと意見の出しようもないかなとも思います。

【副会長】

議論になった総論部分を入れてもらうといいですね。

【第2部会長】

それも含めて今日の意見をまとめた形でやってみて、それが来週ぐらいに、1週間後ですね。

その次の委員会までの1週間間に、事務局へ事前に、意見を寄せられる方は寄せていただいて、当日すぐ配れるような形、もしくは委員会の席でご発言できるように準備いただければと思います。

【会長】

では、10月29日にまた議論いたしまして、再度いろいろ出た意見を、あとは部会長3人と事務局でまとめるということによろしいですか。それで区長にお渡しするのが11月初旬ということになりますね。

【事務局】

はい、あらかじめ日程調整をさせていただいて、皆様にもご連絡ができるようにしたいと思います。

【会長】

次回の委員会がもう一踏ん張りという感じですので、去年にも増して良いものができるように、どうぞご協力をよろしく願いいたします。

では、本日はこれで終了いたします。

<閉会>